

ニュースレター

2019年 7月

For further information, please contact:

Andre Gan

Managing Partner
+603 2298 7828
andre.gan@wongpartners.com

Kherk Ying Chew

Partner
+603 2298 7933
kherkying.chew@wongpartners.com

Adeline Lew

Senior Associate
+603 2298 7813
adeline.lew@wongpartners.com

Alexander Wong

Associate
+603 2299 6522
alexander.wong@wongpartners.com

日本語でのお問い合わせは、井上まで:

Yoko Inoue (井上 洋子)

+65 6434 2605
yoko.inoue@bakermckenzie.com

マレーシア競争委員会は、知的財産権および競争法に関する指針を発行

2019年4月5日、マレーシア競争委員会(「MyCC」)は、知的財産権および競争法における指針を発行しました。本指針は、知的財産に関する問題から起こり得る、競争問題における、競争委員会の取組みの意向を示すものです。なお、本指針は、競争委員会が発行する他の指針と併せてご参照ください。

競争委員会は以前、2018年4月9日付けの指針に関するパブリックコンサルテーションペーパーを発行しています。同パブリックコンサルテーションペーパーと本指針の間には、著しい違いはありません。

指針

知的財産法と競争法の接点

知的財産法と競争法の間には、内在する緊張感があります。知的財産法は創造性に独占権を付与するものであり、競争法は、独占権の抑制を促すものです。

本指針において、競争委員会は、この緊張感の存在を認めています。知的財産法は、販売促進活動や製造における特定の独占権を付与します。一方、競争法は、将来的に市場を歪める反競争的活動の禁止または抑制を目的としています。

本指針において、競争委員会は知的財産権により付与された独占権が、企業をより革新的にする、そして商品やサービスの質を向上させる刺激となることを認めています。

これは、消費者が、より競争力のある価格でより広い選択肢を得るため、消費者の利益に繋がります。


しかしながら、これらの独占権に制約がないわけではありません。本指針は、知的財産所有者の行為が、競合会社が市場における代替製品と技術の販売において困難に直面するか、支配的地位にある知的財産権の所有者が不正な条件を他の販売者や消費者に押しつけるような場合には、その様な権利の行使は競争法によって制限されます。これは、知的財産制度における既存メカニズムに加えて、所有者による知的財産権の濫用を防止するためのものです。

2010年マレーシア競争法における主要な禁止事項

知的財産権に関わる取引は、下記の2つの主要禁止事項に関わる本競争法の対象となる可能性があります:

マレーシアの商品・サービスのいかなる市場における、

- (a) 競争を大幅に防ぎ、制限または歪める目的又は効果を有する反競争的な合意(「第1章 禁止事項」);そして

- 
- (b) 単独でも集団であっても、支配的地位の濫用(「第2章 禁止事項」
市場の定義)

市場の定義

市場の定義(市場の定義に関する別の指針)に関する競争委員会の指針に加えて競争委員会は、知的財産権に関わる行為については、通常、下記のいずれかに基づき、関連の市場を定義すると明示しています:

- (a) 製品市場: これは、知的財産権を組み込んだ最終または中間製品;
- (b) 技術市場: これは、知的財産権を組み入れた、あるいはライセンスされているかそれに近い代替技術のプロセスまたは技術そして
- (c) イノベーションまたは研究開発市場: これは、知的財産権を構成する無形の知識やノウハウ。例えば、イノベーションまたは研究開発市場は、商品化のための、または特定の新規または改良された商品、またはプロセスに向けられた製品の識別に関わる研究開発の資産(技術、実験器具など)そして、その研究と開発に近い代替からなる。

また、競争委員会は、イノベーションまたは研究開発市場における制限は、その他の二つの市場(つまり、製品市場と技術市場)における競争に影響を与え得ると強調しています。競争委員会は、特に知識またはノウハウ、プロセス、またはイノベーションへの取り組みが向けられる中間または最終製品に影響される、関連商品・製品そして技術市場を考慮します。

特定の知的財産関連の反競争的制限


本指針は広域のリストを挙げ、将来的に競争法「第1章」または「第2章」の禁止事項を侵害し得る知的財産権に関わる行為を説明しています。

(A) 第1章 禁止事項

本指針は、知的財産権の取り扱いの際によく直面する特定の手配に起因する、将来的な競争法問題について幾つか明確にしています。これについて、本指針は、Section 4(1)禁止事項および Section 4(2)禁止事項から起こり得る、将来的な問題点を挙げています。

2010年競争法(「CA」)の Section 4(1)は、商品・サービスのいかなる市場における、競争を大幅に防止、制限または歪める目的、またはそれらの効果を有する水平的合意または垂直的合意を禁じています。これらには、下記に起因する問題を含みます:

- (a) **垂直知的財産権ライセンス契約。**これから起こり得る問題は、垂直価格固定、地域および使用分野の制限、独占ライセンス、独占取引、抱き合わせとグラントバック;そして

- 
- (b) **水平的制限と垂直的制限。**本指針は、垂直的制限は、水平的制限の効果もあることを明確化しました。例えば、再販価格維持の義務は、全てのライセンサーに同じ RPM 条件を適用することによって、下流レベルでカルテルとなるため、知的財産所有者により利用される。


2010 年競争法の Section 4(2)は、下記を目的とする合意は全て、商品・サービスのいかなる市場における、競争を大幅に防ぎ、制限または歪める目的を著しく有ると見なされるとしています：(i)直接的または間接的に購入価格または販売価格またはその他の取引条件を操作；(ii)市場または供給源の共有；(iii)(a)生産；(b)市場アウトレットまたは市場アクセス；(c)技術開発；または(d)投資の制限や管理；あるいは(iv)入札談合行為

特に、本指針は、価格操作そして市場または供給源の共有、一定の活動または市場の制限、管理が、知的財産権の取り決めにおいて、いつ問題を引き起こす可能性があるか明確にしています。また、本指針は、特に並行輸入により知的財産所有者によって課される禁止事項について、積極的販売と消極的販売を区別する必要性を明確化するための議論をしています。知的財産所有者は、積極的販売を制限するかもしれませんが、一般的には、消極的販売は許可されるべきです。

(B) 第 2 章 禁止事項

また本指針は、第 2 章 禁止事項の違反行為となり得る、知的財産権に関する一般的な慣習から生じる将来的な問題についても明確にしています。特に本指針は、下記に起因する問題点を認識しています：

- (a) **不正な購入価格またはその他の不正条件の強制。**これらには、過度の価格設定となる可能性のある慣習や、特許権の有効期限後のロイヤリティ(有効期限後のロイヤリティ)の強制を含む；
- (b) **生産、市場アウトレットまたは市場アクセス、技術開発または投資の制限または管理。**例としては、競業避止義務、商品ホッピング、延滞金の手配などを通して、特許所有者が特許によって提供される独占範囲を拡大するような行動；
- (c) **特定の企業またはグループまたは企業カテゴリーへの供給の拒絶。**これらは、公平で合理的な条件における知的財産の使用権の許諾拒否を含む；
- (d) **差別的条件。**これらには、とりわけ、新規参入を阻止したり、企業に市場からの脱却を強いるなど、同等の取引に異なる条件を適用する差別を含む。一例として、知的財産所有者がある技術を子会社に対し、下流レベルの他の競合企業より低価格でライセンス供与し、その結果、競合他社は、より高価格での製品販売が余儀なくされ、その子会社と競争不能となる場合；
- (e) **契約の目的と関係のない条件を強制する。**これらは、抱き合わせまたはバンドリング(複数商品の一括販売)などの慣習を含む。例えば、バンドリングは、特許所有者がライセンサーが必要でない追加の特許の支払いを受け入れ、支払わない限り、ライセンスの供与を拒絶するような場合；

- 
- (f) **略奪的行為。**例としては、略奪的価格設定、所定の基準に従って製品を製造するために不可欠な特許の許諾拒否、所定の基準への公平、妥当、無差別 (FRAND) な条件でのアクセスの拒否、ロイヤリティスタッキング(ロイヤリティの積み上げ問題)を含む;
 - (g) **合理的な商業上の正当性のない、不十分な供給を買占める行為。**例えば、支配的地位にある企業が特定疾患の治療薬の製造のために必須な原料の供給を全て買占める場合;そして
 - (h) **その他の虐待行為。**これらは、マージンの絞込み、ロイヤリティの払い戻し、割引を含みます。

結論

本指針は、知的財産権と競争法との関係を明確化するものです。競争法は、知的財産の所有者が他の市場参加者や消費者に害を及ぼす権利の濫用を防ぐための保護策です。知的財産所有者は、知的財産権を行使することができるパラメーターの確認に同指針を利用し、競争法の範囲内で、関連する知的財産権の投資対効果を最大限に活用することができます。

www.wongpartners.com

Wong & Partners
Level 21
The Gardens South Tower
Mid Valley City
Lingkaran Syed Putra
59200 Kuala Lumpur